

熊本県建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る事務処理要項

(趣旨)

第1条 この要項は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)第30条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び法第36条に規定する建築物のエネルギー消費性能に係る認定の施行に関し、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項における用語の定義は、法、令及び規則による他、次の各号に定めるところによる。

- (1) 計画認定申請 法第29条第1項(法第31条第2項の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定の申請をいう。
- (2) 基準適合認定申請 法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請をいう。
- (3) 誘導基準 法第30条第1項第1号に掲げる基準をいう。
- (4) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「品確法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。

(計画認定申請に必要な図書)

第3条 規則第1条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 非住宅部分のみを有する建築物の場合で、登録建築物エネルギー消費性能判定機関による誘導基準に適合していることを証する書面を有する場合は、当該書面の写し
- (2) 住宅部分のみを有する建築物の場合で、次のア又はイに掲げる書類を有する場合は、当該書類の写し
 - ア 登録住宅性能評価機関による誘導基準に適合していることを証する書面
 - イ 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書
- (3) 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の場合で、登録建築物エネルギー消費性能判定機関及び登録住宅性能評価機関の業務を実施している機関による誘導基準に適合していることを証する書面を有する場合は、当該書面の写し
- (4) 法第30条第2項(法第31条第2項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づく申出をする場合は、計画通知申出書(様式第1号)及び規則第1条第1項に規定する申請書(以下「計画認定申請書」という。)の副本
- (5) 前号の場合において、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)を要するものである場合は、同法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書又はその写し(以下「適合判定通知書」という。)

2 前項第2号イの規定により添付する住宅性能評価書は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合することを証するものでなければならない。

(1) 法の施行後に着工する建築物 日本住宅性能表示基準（平成13年8月14日付け国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5

(2) 法の施行の際現に存する建築物 前号に掲げる基準又は日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費等級4又は等級5

（基準適合認定申請に必要な図書）

第4条 規則第7条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 非住宅部分のみを有する建築物の場合で、次のア又はイに掲げる書類を有する場合は、当該書類の写し

ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関による建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面

イ 法第12条第3項に規定する適合判定通知書並びに建築基準法第7条第5項若しくは第7条の2第5項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）

(2) 住宅部分のみを有する建築物の場合で、次のア又はイに掲げる書類を有する場合は、当該書類の写し

ア 登録住宅性能評価機関による建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面

イ 品確法第6条第1項に規定する建設住宅性能評価書

(3) 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の場合で、登録建築物エネルギー消費判定機関の業務及び登録住宅性能評価機関の業務を実施している機関による建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面を有する場合は、当該書類の写し

(4) 当該建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書を有する場合は、当該通知書の写し及び検査済証の写し

(5) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定（同法第55条第2項の規定により準用する場合を含む。）に基づく低炭素建築物新築等計画認定通知書を有する場合は、当該通知書の写し及び検査済証の写し

2 前項第2号イの規定により添付する住宅性能評価書は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合することを証するものでなければならない。

(1) 法の施行後に着工した建築物 日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5

(2) 法の施行の際現に存する建築物 前号に掲げる基準又は日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費等級3、等級4又は等級5

（建築物エネルギー消費性能向上計画通知）

第5条 知事は法第30条第2項の規定に基づく申出を受理したときは、建築物エネルギー消費性能向上計画通知書（様式第2号）に建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書の正本及び副本、計画認定申請書の副本及び適合判定通知書（当該通知に係る建築物の計画が構造

計算適合性判定を要する場合に限る。)を添えて、建築主事に通知するものとする。

(認定申請の取下げ)

第 6 条 計画認定申請又は基準適合認定申請をした者(以下「認定申請者」という。)は、当該申請を取り下げる場合は、取下げ届出書(様式第 3 号)を知事に提出するものとする。

2 前項の場合において、提出された計画認定申請書若しくは基準適合認定申請書の正本並びにその添付図書は返却しないものとする。

(認定できない旨の通知)

第 7 条 知事は、次の各号に掲げる場合は、認定できない旨の通知書(様式第 4 号)により認定申請者に通知するものとする。

(1) 計画認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が誘導基準に適合しないと認めた場合又は同条第 4 項において準用する建築基準法第 18 条第 14 項の規定による適合しない旨の通知書若しくは適合するかどうかを決定することができない旨の通知書(前条に規定する適合するかどうかを決定することができない旨の通知書のうち、期限内に追加説明書が提出されない場合等により、審査を終了するものに限る。)の交付を受けた場合

(2) 基準適合申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないと認めた場合

(取りやめの申出)

第 8 条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築を取りやめるときは、取りやめる旨の申出書(様式第 5 号)に認定通知書を添えて、知事に申し出るものとする。

(建築工事完了報告)

第 9 条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築等を完了したときは、法第 32 条の規定に基づき、速やかに、建築工事完了報告書(様式第 6 号)により、知事に報告するものとする。

2 前項の場合において、認定建築主は、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 20 条第 3 項の規定により提出された工事監理報告書の写し及び検査済証の写しを添付するものとする。

(報告の徴収)

第 10 条 法第 32 条及び法第 38 条第 1 項の規定による報告の徴収は、報告を求める旨の通知書(様式第 7 号)により行うものとする。

(改善命令)

第 11 条 法第 33 条第 1 項の規定による改善命令は、改善命令書(様式第 8 号)により行うものとする。

(認定の取消し)

第 12 条 法第 34 条及び法第 37 条の規定による認定の取消しの通知は、認定取消通知書(様式第 9 号)により行うものとする。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

法附則第 1 条第 2 号に定める日前においては、次の各号に掲げる書類は、当該各号に掲げる書類に代えることができる。

- (1) 第 3 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号に掲げる誘導基準に適合していることを証する書面 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 76 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関（以下「登録建築物調査機関」）による誘導基準に適合していることを証する書面
- (2) 第 4 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号に掲げる建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面 登録建築物調査機関による建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面